

スプリングクラー設置

0

府は12日、府営住宅を活用した障害者のグループホーム119戸で、スプリングクラーが設置されていないことを明らかにした。昨年4月に施行された改正消防法施行令で、自力の避難が難しい人が入所する社会福祉施設でスプリングクラーの設置を義務付けている。だが設置費用が高額なことなどから、小規模なグループホームの多くで設置が遅れている。

府議会健康福祉常任委員会で民進党の中村哲之助議員の質問に答えた。

設置基準は、長崎市の認知症高齢者グループホームで2013年、スプリングクラーの設置義務を怠り、入所者5人が死亡した火災などを受けて見直された。当時の基準は延べ床面積275平方メートルだったが、改正により、定員

府営住宅活用 義務の全119戸で

のおおむね
8割超が重

度の障害者の場合は規模に関係なくスプリングクラー設置が義務付けられた。

府が7月に府営住宅に入居するグループホーム563戸を調べたところ、119戸で設置義務があったが、いずれも設置していなかった。府内のグループホームを対象にした14年7月の調査でも、回答を得た1245戸のうち、設置が必要な431戸で設置済みは1割未満だった。

スプリングクラーの設置には数百万円程度かかる場合もあり、小規模なグループホームにとって負担は大きい。府は今後、利用できる補助金や融資制度などについて周知を図っていくとしている。

【武内彰】